

税

【問い合わせ】

- 入湯税・電子申告について
税務出納課町民税係 ☎ 85-6132
- 都市計画税について
税務出納課資産税係 ☎ 85-6133

のまめ知識

◎町で課税している目的税の平成 28 年度状況をご紹介します。(目的税とは法律で使い道が決められている税金のことです。)

■入湯税

町内の「温泉（鉱泉浴場）」を利用する時に入浴料と一緒に徴収され、「温泉」の経営者等が町に納付しています。

▶入湯税は、次の目的のために使われています。

- ・環境衛生施設や鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・消防施設、観光施設等の整備
- ・観光の振興

町内で営業している温泉施設は 2 か所あり、平成 28 年度の納税額は 445 万円でした。

【参考：平成 28 年度の入湯税額】

宿泊利用 一泊につき 150 円

日帰り利用 一日につき 50 円

※ 12 歳未満の人には課税されません。

※学校の教育活動に伴う利用の場合で、学校長の証明がある場合は減免されています。

■都市計画税

町の条例に定められた「都市計画区域」のおおむね用途地域にある土地や家屋の所有者に対して課税され、固定資産税と一緒に徴収されています。

▶都市計画税は、次の目的のために使われています。

- ・都市計画法に基づく道路、公園、下水道などの整備
- ・土地区画整備事業の費用

税率は 0.3% で平成 28 年度の納税額は 3,807 万円でした。

◎インターネットによる電子申告等の手続きについて

■「イータックス (e-TAX)」とは？

インターネットを利用して所得税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムで忙しい方には便利です。

- (1)税務署に直接行かなくても申告が可能です
- (2)申告時の添付書類（源泉徴収票等）省略が可能です。（後日、書類の提出等を求められる場合があります。）

▶利用開始までは次のことが必要になります。

- ①パソコン等の利用環境の準備
- ②電子証明書の取得
マイナンバーカードが必要です。取得方法については「マイナンバー総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)」をご覧ください。
- ③電子申告・納税等開始届出書の提出
開始届出書はオンラインで提出または書面で最寄りの税務署に提出してください。
- ④利用者識別番号の取得
開始届出の提出方法で番号取得方法が異なります。
※その他、詳細についてはホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください。

◎事業主の方ができる電子申告等について

■「エルタックス (eLTAX)」とは？

事業主の方で、インターネットを利用して地方税の申告・申請・届出等の手続きができるシステムです。

法人町民税・固定資産税（償却資産）・個人住民税（給与支払報告書）の申告や届出の手続きがまとめてできますので、とても便利です。

- ①複数の市町村への申告をまとめて送信できます。
- ②エルタックス用の無償ソフト「PC desk」または市販の税務・会計ソフトで申告書が簡単に作成できます。
- ③利用できる時間が平日 8 時 30 分から 24 時となっています。（土日祝日、年末年始を除く。）
※エルタックスを利用するにはパソコン環境の準備や電子証明書の取得など事前準備が必要です。詳細は、ホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

【年末調整説明会のお知らせ】

平成 29 年分の年末調整関係事務の事業所説明会を、下記の日程で開催します。

開催日	開始・終了時間	会場	対象
11月13日 (月)	13:30 ~ 15:30 (13:00 受付開始)	長井市置賜生涯学習プラザ	白鷹町 飯豊町
11月14日 (火)	10:00 ~ 12:00 (9:30 受付開始)	長井市置賜生涯学習プラザ	長井市
	14:30 ~ 16:30 (13:00 受付開始)		

■説明内容

- ・年末調整の仕方
 - ・給与所得の源泉徴収票等の決定調書の作成と提出の手引き
 - ・給与支払報告書（総括表）の書き方
 - ・源泉徴収票・支払調書提出のチェックポイント
- ※個人事業者の青色申告決算説明会（年末調整関係事務の説明も含む。）は別途開催されます。
- ※会場の収容人数の都合で対象地域を指定していますが、日程の都合が合わない場合は他の会場への出席が可能です。
- 【問い合わせ】長井税務署調査部門 ☎ 84-1810（代表）
※自動音声によりご案内しています。メッセージに従い、「2」番（当税務署に御用の方）を選択してください。